

使用料規程

一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会

平成25年9月4日届出

第1条（目的）

この規程（以下「本規程」）は、一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会（以下「本協会」）が管理する著作権等の利用に係る使用料を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地上テレビジョン放送事業者」とは、放送法で定める、テレビジョン放送による地上基幹放送を行う放送事業者をいう。
- (2) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、放送法で定める、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う有線一般放送事業者をいう。
- (3) 「本件再放送」とは、地上テレビジョン放送事業者の放送を受信し、同時にかつ、編成及び内容を一切変更することなく、有線テレビジョン放送事業者が再放送することをいう。
- (4) 「著作権等」とは、地上テレビジョン放送及びその番組を本件再放送することに係るものであって、本協会へ権利の管理委託をした地上テレビジョン放送事業者が製作し、又は将来製作する映画の著作物（テレビジョン放送番組に限る。）について当該地上テレビジョン放送事業者が有する又は将来取得する著作権（当該地上テレビジョン放送事業者が本協会の委託者でない者と共有する又は将来共有する著作権を除く。）のうち有線放送権及び自動公衆送信権、並びに放送事業者の著作権隣接権のうち有線放送権及び送信可能化権をいう。
- (5) 「有料視聴世帯数」とは、有線テレビジョン放送事業者が地上テレビジョン放送の再放送サービスを提供している世帯（有線テレビジョン放送事業者がいかなる名目においても何ら対価を得ていない世帯を除く。）の総数をいう。
- (6) 「区域内再放送」とは、地上テレビジョン放送の再放送のうち、当該再放送に係る地上テレビジョン放送を行う地上テレビジョン放送事業者の放送法に定める放送対象地域内で、有線テレビジョン放送事業者が当該地上テレビジョン放送を本件再放送することをいう。
- (7) 「区域外再放送」とは、地上テレビジョン放送の再放送のうち、当該再放送に係る地上テレビジョン放送を行う地上テレビジョン放送事業者の放送法に定める放送対象地域外で、有線テレビジョン放送事業者が当該地上テレビジョン放送を本件再放送することをいう。

- (8)「受信障害区域」とは、放送法第140条に定める、地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）の受信の障害が発生している区域をいう。

第3条（利用区分ごとの使用料の額）

有線テレビジョン放送事業者が本件再放送する場合の著作権等の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

① 区域内再放送

地上テレビジョン放送1波あたり、有料視聴世帯数に年額120円を乗じた額とする。

② 区域外再放送

地上テレビジョン放送1波あたり、有料視聴世帯数に年額600円を乗じた額とする。

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

① 区域内再放送

地上テレビジョン放送1波あたり、有料視聴世帯数に月額20円を乗じた額とする。

② 区域外再放送

地上テレビジョン放送1波あたり、有料視聴世帯数に月額100円を乗じた額とする。

(3) 受信障害区域における特例

有料視聴世帯のうち、現に受信障害が発生し、放送法で定める義務再放送として受信障害区域において本件再放送を視聴する有料視聴世帯は、上記(1)①及び(2)①の使用料を免除する。

第4条（減額措置）

本規程に定める使用料は、著作権等の利用の態様に照らして特に必要であると認められる場合に限り、契約の促進又は管理の効率化を図るため、減額することができる。

(備考)

- ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。
- ② 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の有料視聴世帯数は、前年度3月末の有料視聴世帯数とする。

- ③ 有線テレビジョン放送事業者が年間の包括的利用許諾契約を希望する場合であって、契約締結初年度の契約期間が1年に満たないときは、第3条（1）の年額に当該契約期間の1年に対する割合を乗じて使用料を算定する。
- ④ 有線テレビジョン放送事業者の開局年度の使用料は本規程の範囲内で、利用状況を斟酌して定める。
- ⑤ 利用の態様に鑑み本規程により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規程の範囲内で決定する。

附則 本規程は、平成26年4月1日から実施する。

以 上